

教育基本法・衆議院特別委員会 速記録検討

審議日時 2006年5月26日(金) 午前9時～午後5時4分

1 自民党

【質問者】

(1) 岩屋毅委員

教育基本法改正促進委員会の議員連盟の事務局長

「愛国心」の表記の仕方や規定の場所の違い、宗教について「一般的な教養」(政府案)か「感性」(民主党案)なのかなど、政府案と民主党案の差異を聞きながら、できるだけ両者の接点を見つけようという趣旨の発言が多い

(2) 大前繁雄委員

発言の中で教育勅語の見直しを希望

(3) 稲田朋美委員

伝統、文化、という視点が全く入っていない現行の憲法の「精神にのっとり」については異議があり、その点について質問など

【気になった発言】

(政府案に関して)

・ 促進議連について (小坂文部科学大臣)

「私ども、岩屋委員が御所属の教育基本法改正促進委員会の皆様のお考えにできるだけ近づくつもりで今回の法案の策定にあたってまいりました」
→これに続いて「そういった意味では、委員会のみならず、中央教育審議会の答申を踏まえ、また各地で行われてまいりましたタウンミーティングやあるいはフォーラムで賜った御意見も踏まえた上での今回の提出でございます。教育基本法はそういった御議論を踏まえたうえで、～」と続く。

・ 憲法「改正」とのかかわりに関して (小坂文部科学大臣)

(自民党の稲田委員から憲法が改正された場合には教育基本法も改正後の憲法の精神に則っていくことになるのか、という趣旨の質問に対し)「新しい憲法の精神に当然のつとることになると思います。もっと具体的に申し上げれば、その改正内容に応じて、仮に教育基本法に不整合な箇所が生じたという場合には、当然のことながら改正が必要となる、このように認識をいたしております」

(民主党の対案に関して)

・ 笠議員 (民主党・民主党案の提案者として説明→促進議連事務局長)

「(民主党案の) (宗教的) 情操と感性とどこが違うのかというと、これはそんなに大きな違いというものはありません」

- ・ 藤村議員（民主党）
（「日本の国を愛する心」をなぜ条文ではなく前文に入れたのかという
稲田委員からの質問に対して）「(前文に入れるのか条文に入れるのかにつ
いて) その差は、我々そんなに意識して、立法者の意思としてここに前文
に入れた、条文に入れなかったということはございません」。

2 公明党

【質問者】

斉藤鉄夫委員

【気になった発言・答弁】

- ・ 斉藤委員の質問から
（「心」と「態度」との関係について）「愛するとともに発展に寄与すると
来ますと、それを受ける言葉としては態度、そして、その態度の中にはもち
ろん心が入っている、心が入っていない態度ということはありません」

3 民主党

【質問者】

(1) 横光克彦委員

教育基本法「改正」するならば、先立って、あるいは同時に憲法論議を
すべき、という立場からの質問、拙速な審議に反対する発言など

(2) 牧義夫委員

質問の中で自身が促進議連のメンバーであることを話した上で、促進議
連の決議に触れながら、3点課題（愛国心、宗教教育、不当な支配の問題）
について政府案に盛り込まれなかった理由などについて質問

(3) 山口壮委員

教育についての最終的な責任者の責任を明確にすべき、予算を確保すべ
き、高等教育を無償化すべき、という点からの質問など

(4) 松本大輔委員

政府案に対し、なぜ愛国心を明文化するのか、という質問など

【気になった発言・答弁】

- ・ 憲法「改正」とのかかわりに関して（小阪文部科学大臣）
「今後、憲法が新たに改正をされた場合には、その憲法と今回の改正案の
間でもし矛盾するような点が生じるような場合には、この教育基本法をさ
らに改正するということで整合性が保たれる、このように考えております」
- ・ 小阪文部科学大臣
「パブリックコメントの必要性についてもこの委員会で十分な御議論をい
ただく中で、公聴会等いろいろな形を通じて国会の御審議について御議論

を賜れば幸いです」

・通知表での愛国心評価の問題について（小阪文部科学大臣）

「前回の委員会において総理が申し上げたことは、国を愛する心情については、教育や日ごろの生活の中ではぐくまれるものであって、いかにはぐくむかという指導のあり方を学習指導要領の問題として考えるべき、こういう考え方であって、小学生が内心である愛国心がどの程度であるかということを評価などすべきではない、これは私もその通りだと思います。内心についての強さを評価でABCつけるなど、とんでもないことでございます。」

「私どもとしては、そういった内心を直接的に評価するようなことをしてはならないということについて、学校長会議や、あるいは教育委員会の教育長の会議を通じて、しっかりと私どもも今伝達をしているところでございます。そういったことを御理解いただく中で、一部に、そういった通知表の項目にもし行き過ぎがあるならばそれぞれの地域でそういうことを御指摘いただく中で、私どもも学校長たちの理解を求める努力をしてまいりたいと存じます」

「評価の観点として、第一項目、自国を愛しているかどうか、第二項目、国を何とかとか、そういう項目として評価を求めるのであれば、それはおかしいと思いますね。しかし、我が国の歴史と政治及び国際社会での日本の役割に関心を持って意欲的に調べ、自国を愛し、世界の平和を願う自覚を持とうとする、こういうように書かれているような場合、これは総体的に、我が国の歴史や政治や、そういったものをしっかりと調べて、そういう認識を持とうとしているかどうか、こういった全体的な態度を評価するものでございますから、内心について直接的な評価をしているというものではないと考えております」

・愛国心明記の理由について（小阪文部科学大臣）

「今回の改正案については、今日重要と考えられる事柄を新たに『教育の目標』として明示することとしたものでありまして、これらの事項は現行法の『人格の完成』の中にも含まれているものと思われまます。今回掲げられた事柄は、従来より重要と考えられているものであって、既に学校教育においては現行の学習指導要領に基づいて指導もされているところであります」

4 共産党

【質問者】

志位和夫委員

「不当な支配に服することなく」に関連しての質問（旭川学テ事件の最高裁判例を引用しながら）

【気になった発言・答弁など】

- ・ 「不当な支配に服することなく」について（小阪文部科学大臣）
「現行法では、教育は、不当な支配に服することなくと規定し、教育が国民全体の意思とは言えない一部の勢力に不当に介入されることを排除し、教育の中立性、不偏不党性を求めているわけでありまして、このことは今後とも重要な理念であると考えております」
「政党政治というものにおいて国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるということは否定できません」

5 社民

【質問者】

保坂展人委員

政府案に人権・人権教育の言葉がないこと、麻生大臣の「一国家、一文明、一言語発言」に対する批判、教育勅語を復活ないしは現代版の教育勅語をつくろうという動きなどに対する批判、子どもたちの意見を聴いて欲しい、など

6 国民新党

【質問者】

糸川正晃委員

政府案提出までに国民的議論を活発にするためにどのようなことをしたのか、前文を置いた意味、国を愛する態度の意味について一般的な質問のほか、愛国心評価については生徒の内心に立ち入った指導や評価が行われるのではないか、という問題を提起。

【全般的な私的コメント】

- ・ 促進議連の議員が、自民党、民主党のそれぞれの中におり、質問者も答弁する側も促進議連という図式が見られる。特に自民党の委員の質問では顕著。
- ・ 愛国心評価の問題については、文部科学大臣がかなり答弁している。この問題については、現状でどのような評価が行われているのかを明らかにすることとあわせて、今後の分析・検討が必要と思われる。

2006年5月30日

(弁護士 村田智子)